令和元年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和元年11月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日　　令和元年１１月２６日
○招集の場所　　かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時　　令和元年１１月２６日　　午前　１０　時０１分
○閉会の日時　　令和元年１１月２６日　　午前　１０　時４９分
○出席議員

１番	在原直樹　君	２番	笹生典之　君
３番	阿津文男　君	４番	渡辺　務　君
５番	石井志郎　君	６番	船田兼司　君
７番	須永和良　君	８番	磯貝　清　君
９番	竹内伸江　君	１０番	座親政彦　君
１１番	近藤　忍　君	１２番	斉藤高根　君
１３番	江野澤吉克　君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦　君	副広域連合企業長	高橋恭市　君
事務局長	小島　肇　君	技師長	渡邉浩司　君
参事(総務企画課長)	平野和之　君	参事（業務課長）	中畑浩治　君
技監(浄水１課長)	加藤和之　君	経理課長	田中　宏　君
工務１課長	須田和弘　君	浄水２課長	石井秀幸　君
工務２課副技監(副課長)	星野　誠　君	総務企画課副課長	竹内眞美　君
工務１課副課長	市川浩一　君	工務２課副課長	小川和也　君
浄水１課副課長	鮎川正弘　君	浄水２課副課長	一色崇史　君
業務課主幹	増田政弘　君	経理課主幹	山中利幸　君

○出席事務局職員

議会事務局長	小泉貴志	書記	滿園弘美
書記	町田菜々子		

○議事日程

日程第１　議席の指定
日程第２　議長の選挙
日程第３　会期の決定
日程第４　会議録署名議員の指名
日程第５　議案の上程
　議案第１号　かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
　議案第２号　かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤職

員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３号　かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４号　平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について

報告第１号　平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率について

日程第　６　　広域連合企業長の提案理由説明

日程第　７　　議　　案　　審　　議

○議事日程に付した事件　　議事日程のとおり

開　　会

（令和元年　11月　26日　　午前10時01分）

副議長（阿津文男君）それでは、始めさせていただきます。本議会は、議長職が空席となっておりますので、議長が選挙されるまで、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長である私が職務を行います。よろしくお願いいたします。

副議長（阿津文男君）これより令和元年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は１３名でございます。定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配布しております日程表に基づいて、進行させていただきます。また、議案説明のため、地方自治法第１２１条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員が出席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配布してございますので、御参照くださいませ。

諸　般　の　報　告

副議長（阿津文男君）日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

鴇田　剛君、榎本貞夫君、三浦　章君には任期満了により９月２７日に、議員を退任され、後任の議員に君津市議会から磯貝　清君、須永和良君、船田兼司君が、かずさ水道広域連合企業団規約第９条第３項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員を紹介いたします。磯貝　清君。

議員（磯貝　清君）磯貝　清でございます。よろしくお願い申し上げます。
副議長（阿津文男君）須永和良君。
議員（須永和良君）はい。須永でございます。よろしくお願い致します。
副議長（阿津文男君）船田兼司君。
議員（船田兼司君）はい。船田でございます。ちょっと短い間で二度目、戻ってまいりましたのでよろしくお願い致します。
副議長（阿津文男君）次に、監査委員から、地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配布してございますので、御了承願います。
副議長（阿津文男君）諸般の報告は、以上であります。

議　席　の　指　定

副議長（阿津文男君）これより日程に入ります。日程第１、議席の指定を行います。
議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。

議　長　の　選　挙

副議長（阿津文男君）日程第２、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
副議長（阿津文男君）御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦に決定いたしました。
副議長（阿津文男君）議長の推薦について意見を求めます。
議員（石井志郎君）議長。
副議長（阿津文男君）はい。
議員（石井志郎君）議長につきましては、君津市議会選出の磯貝　清議員を御推薦いたします。
副議長（阿津文男君）ただ今、磯貝　清君に、議長への御推薦がございました。
お諮りいたします。
磯貝　清君を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
副議長（阿津文男君）御異議ないものと認めます。ただ今、御推薦のありました磯貝　清君が議長に当選いたしましたので、告知いたします。
副議長（阿津文男君）それでは、議長に当選されました磯貝議員のごあいさつをお願いします。
議長（磯貝　清君）はい。ただ今、皆様方の御推挙によりまして、かずさ水道広域連合企業団の

議長という要職を担うことになりました。

大変身の引き締まる思いでございます。議会の公平かつ円滑な運営を図りまして、かずさ水道の発展のために、努力をさせて頂きたいと思います。

もとより浅学非才の身でございます。議員各位の皆様、執行部の皆様、格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

副議長（阿津文男君） 以上をもちまして、私の職務を終わります。御協力ありがとうございました。磯貝議長、議長席に着席願います。

会　期　の　決　定

議長（磯貝　清君） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（磯貝　清君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（磯貝　清君） 日程第４、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第９７条の規定により、議長において指名をいたします。

議長（磯貝　清君） 会議録署名議員に、議席番号１３番、江野澤吉克君、議席番号２番、笹生典之君を指名いたします。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長（磯貝　清君） 次に、広域連合企業長から、招集のごあいさつがあります。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） 議長。

議長（磯貝　清君） 企業長。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） 本日、ここに令和元年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず、９月の台風１５号及び先月の台風１９号、さらには２５日の記録的な豪雨により、

各地に甚大な被害がもたらされました。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。また、かずさ水道広域連合企業団の給水区域において、広範囲における停電に伴う断水が発生し、市民の皆様に御不便をおかけすることとなりました。今回の断水に係る対応等については、現在検証を行っており、結果を取りまとめた上で、災害対応に活かしてまいります。

今後とも、市民の皆様への、安心安全な水道水の安定的な供給に取り組んでまいりますので、皆様方には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日提案いたします案件は、議案が４件、報告が１件、合わせまして５件でございます。

議案の細部につきましては、後ほど提案理由説明の際に申し上げることといたしますが、十分、御審議をいただきますようお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　案　の　上　程

議長（磯貝　清君） 日程第５、議案の上程を行います。議案第１号から議案第４号、及び報告第１号を一括上程いたします。職員に議題等を朗読させます。

（議会事務局長　議案等の朗読）

企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長（磯貝　清君） 日程第６、広域連合企業長の提案理由説明。日程第６の広域連合企業長による提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、議長。

議長（磯貝　清君） 広域連合企業長、渡辺芳邦君。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい。それでは、本日提案いたします、議案等の概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第１号「かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、個人情報の不正な提供等に関する罰則を設けるため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

続いて議案第２号「かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これは、地方公務員災害補償法の趣旨を踏まえ、災害補償の不正な受給等に関する罰則を設けるため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

議案第３号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の

整備をしようとするものでございます。

議案第４号「平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について」でございますが、これは、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付して、平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定を受けようとするものでございます。

報告第１号「平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率について」でございますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を、監査委員の意見を付して、報告しようとするものでございます。

以上が、本日の議案等の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当等が説明いたしますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議　案　審　議

議長（磯貝　清君）日程第７、議案審議を行います。

議長（磯貝　清君）議案第１号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（磯貝　清君）はい。事務局長小島　肇君。

事務局長（小島　肇君）それでは、議案第１号「かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の補足説明をさせていただきます。

議案書の１ページを御覧ください。

本件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、個人情報の不正な提供等に関する罰則を設けるため、改正するものでございます。内容につきましては新旧対照表により御説明いたします。

議案参考資料の１ページをお開きください。

条例の本文末尾に、第４章として、第５２条から第５５条まで、罰則に関する規定を設けようとするものでございます。それぞれの条文について、御説明いたします。

第５２条は、個人情報の不当な理由による提供に対する罰則に関する規定でございます。

第５３条は、自己または第三者の不正な利益を得る目的による個人情報の提供に対する罰則に関する規定でございます。

第５４条は、個人情報の不正な収集に対する罰則に関する規定でございます。

第５５条は、不正な手段による開示請求に対する罰則に関する規定でございます。

なお、本条例の施行日は、令和２年１月１日とさせていただいております。理由につきましては、本条例の改正は、罰則規定を設けるものであることから、公布日と施行日の間に一定の周知期間を設ける必要があるためでございます。

なお、本条例の改正案の検討に当たっては、千葉地方検察庁とあらかじめ事前協議を行っていることを申し添えます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(磯貝　清君)補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝　清君)はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。続きまして討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝　清君)はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝　清君)はい。挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝　清君)議案第２号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝　清君)はい。事務局長小島　肇君。

事務局長(小島　肇君)議案第２号「かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の補足説明をさせていただきます。

議案書の３ページを御覧ください。

本件は、地方公務員災害補償法の趣旨を踏まえ、補償の不正な受給等に関する罰則を設けるため、改正するものでございます。内容につきましては新旧対照表により御説明いたします。

議案参考資料の方の３ページをお開きください。

条例の本文末尾に、第３１条として、罰則に関する規定を設けようとするものでございます。条文の内容は、補償を受け、または受けようとする者が、補償の審査に必要な報告、資料の提出、出頭または医師の診断を拒んだ場合に対する罰則に関する規定でございます。

本条例の施行日も、令和２年１月１日とさせていただいております。その理由につきましては、個人情報保護条例の改正と同様に、罰則規定を設けるものであるため、公布日と施行日の間に一定の周知期間を設ける必要があるためでございます。

また、本条例の改正案の検討に当たっても、千葉地方検察庁とあらかじめ事前協議を行っていることを申し添えます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(磯貝　清君)補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝　清君)はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝　清君)はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第２号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（磯貝　清君）はい。挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（磯貝　清君）議案第３号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（磯貝　清君）はい。事務局長小島　肇君。

事務局長（小島　肇君）議案第３号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の補足説明をさせていただきます。

議案書の５ページを御覧ください。内容につきまして新旧対照表により御説明いたします。

議案参考資料の５ページをお開きください。

本件は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、地方公務員法第１６条第１号の、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことを受け、条例第１９条第２項第２号から引用条文を削除するものでございます。

また、地方公務員法の一部改正の施行日が、令和元年１２月１４日であることから、本条例の施行日も令和元年１２月１４日としております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（磯貝　清君）補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。引き続きまして討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第３号につきまして採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（磯貝　清君）挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（磯貝　清君）議案第４号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（磯貝　清君）はい。事務局長小島　肇君。

事務局長（小島　肇君）それでは、議案第４号「平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について」補足説明をさせていただきます。

平成３０年度の決算についてですが、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の平成３０年度の決算につきましては、各市議会の決算審査を受けておりますので、ここでは、平成３０年度の君津広域水道企業団の決算及び事業概要を、御説明させていただきます。

議案書におきましては７ページとなりますが、説明につきましては、お手元に配付の水色

の冊子、「決算及び事業報告書」により御説明をさせていただきます。

この冊子の１ページをお開きください。

「１概況」の「（１）総括事項」でございます。

君津広域水道企業団水道用水供給事業は、昭和４９年度に事業着手して以来４５年目を迎え、構成団体であります千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の各水道事業者に対し、昭和５５年度の供給開始から安定した給水を続けております。

財政状況といたしましては、老朽化施設の更新や急務である耐震化の推進に要する投資的経費が今後も多額で推移すると見込まれており、これら事業資金の確保が引き続き重要な課題となっております。

また、君津地域四市水道事業と企業団は、君津地域の水道事業の効率化を図るため、統合・広域化の方向性について合意に至り、覚書を締結するとともに、この覚書に基づき協議検討を行う機関として、平成２６年２月に「君津地域水道事業統合協議会」を立ち上げました。平成２９年１０月に、広域連合による事業を平成３１年４月から開始するものとする事業統合の基本協定を締結し、平成３１年１月２１日に総務大臣から広域連合の設置が許可され、厚生労働大臣の経営認可により４月１日から事業開始となったところでございます。

続きまして、「平成３０年度の各事業の概況」について、御説明させていただきます。1ページの真ん中より下の黒い太字で書いてあるアの用水供給になります。

平成３０年度の年間総給水量は、４，９５５万４，２４８立方メートルとなり、前年度に比べ、０．４パーセントの減、当初予定量に対して９８．５１パーセントの供給実績となりました。

また、１日平均給水量は １３万５，７６５立方メートル、１日最大給水量は、７月２４日に１５万１，５３０立方メートルを記録いたしました。

次に、「イ　建設改良事業」でございますが、平成３０年度の執行事業費は、２２億１，１２２万８，７７１円で、その内容は、耐震性を確保するため、前年度に引き続き「大寺浄水場新管理本館築造工事」等を実施したものでございます。

２ページの方をお開きください。一番上「ウ　拡張工事費」です。執行事業費は２，１３９万１，３１２円で、水質管理強化のための実施設計業務委託等を実施しました。

「エ　経理の状況」につきましては、後ほど、決算報告書等により御説明させていただきますので、次に４ページの方をお開きください。

「（４）企業長及び職員に関する事項」でございます。「イ　平成３０年度末における職員数」は、最下段の合計欄に記載のとおり６８人で、そのほか、括弧書きの外数で記載の再任用短時間勤務職員７人でございます。

６ページの方をお開きください。

「２　工事」でございます。この６ページから１１ページまでございますが、これは、平成３０年度に実施した工事のうち、１件 １千万円以上のものを記載しております。

なお、個々の工事内容の説明は省略させていただきます。

１２ページを御覧ください。

「３　業務」ですが、「（１）ア 業務量」は、取水量、送水量及び有収水量率について、平成３０年度実績を前年度と比較したものでございます。年間取水量、年間送水量及び有収水量等は記載のとおり、全体的には前年度に比較してそれぞれ僅かですが減少してございます。

次ページ、１３ページをお開きください。

「イ　業務内容」の上段の表は、月別の送水量、有効水量及び有収水量を、下段の表は、構成団体別の年間給水量、１日最大給水量及び１日平均給水量を示したもので、それぞれ記載のとおりでございます。

１４ページをお開きください。

このページの金額につきましては、税抜きでの表示となっております。

「（２）事業収益に関する事項」、「ア　事業収益」につきましては、平成３０年度の営業収益が５９億４，４９２万９，４４６円で、前年度に比べ、４７１万８，５８０円の減でございます。この要因は、使用水量・有収水量の減に伴う営業収入の減少によるものでございます。

また、営業外収益は３億６，５１５万７，６４０円で、前年度に比べ、１，６４１万４，７５４円の増加でございます。この要因は、君津地域水道事業統合協議会運営に要する四市水道事業からの負担金の増等によるものでございます。

次の特別利益については、亀山ダム共同施設負担金に係る過年度損益修正で、３７４万６，４２５円となり、対前年度比では皆増となっています。

以上、これらを合計いたしますと「事業収益」の計は、６３億１，３８３万３，５１１円で、前年度に比べ、１，５４４万２，５９９円の増加となりました。

次に、「イ　供給単価」いわゆる「水道用水の販売価格」ですが、１立方メートル当たり１１９円４３銭で、前年度に比べ、３８銭の増となりました。この要因は、使用水量・有収水量の減によるものでございます。

「（３）事業費用に関する事項」、「ア　事業費用」につきましては、営業費用は５０億７，７４７万４，５１０円で、前年度に比べ、２億１，２６６万９，８５７円の増加でございます。

この主な要因は、前年度に比べ、大規模修繕の実施に伴う修繕費の増加や、電気料金値上げによる動力費の増加などでございます。

次の営業外費用は １億６，８６７万７，６４５円で、前年度に比べ、２，７１１万８９７円の減少ですが、この要因は、企業債残高の減による支払利息の減少などでございます。

以上、これらを合計いたしますと、「事業費用」の計は、５２億４，６１５万２，１５５円で、前年度に比べ、１億８，５５５万８，９６０円の増加となりました。

次に、「イ　給水原価」、生産原価を示すものですが、１立方メートル当たり９８円６０銭で、前年度に比べ３円５８銭の増加となりました。その要因も、使用水量・有収水量の減及び経費の増によるものでございます。

１５ページの方を御覧ください。

「４　会計」、「（１）重要契約の要旨」ですが、平成３０年度に締結した「重要契約の内容」につきまして、この１５ページから１８ページにかけて記載しております。

なお、説明は省略させていただきます。

１９ページの方を御覧ください。

「（２）企業債及び一時借入金の概況」ですが、「ア　企業債」につきましては、平成３０年度中の借入高は財務省からの財政融資資金の５億円でございます。償還高は合計、１０億３９９万２１８円で、平成３０年度末残高は７８億６，８８１万６，７４１円となりました。

「イ　一時借入金」は、ございませんでした。

２０ページを御覧ください。

「（３）その他会計経理に関する重要事項」ですが、「ア　他会計補助金」、その下の「イ　出資金」につきましては、災害対策に係る「整備事業」及び「耐震化事業」に係る事業費並びに過去に「国庫補助対象施設」の建設財源となった企業債の元利償還金等に充当するため、構成団体の一般会計から受け入れたもので、平成３０年度の収入状況は、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、次のページ、決算書類の表紙がございまして、その次の２１ページが「平成３０年度決算報告書」になりますが、この内容につきましては、恐れ入りますが、別紙で、その下に添付してございますＡ３縦長の資料「平成３０年度 決算報告書（概要）」という資料で御説明をさせていただきます。

この「報告書（概要）」につきましては、予算額との比較のため、金額は税込額で記載をしております。

まず、「（１）収益的収入及び支出」のうち、収入についてですが、第１款）用水供給事業収益は、予算額６８億４，５６３万１千円に対し、決算額は、６８億３２０万１，９９３円で、予算額に比べ、４，２４２万９，００７円の減少でございます。

この内訳は、第１項）営業収益が、決算額 ６４億２，０５２万３，７７０円で、予算額に比べ９４２万３，２３０円の減少となりました。

その内容は、右側の説明欄に記載のとおり、「給水収益」及び「受託工事収益」、並びに「その他の営業収益」、これは４市からの水質検査手数料でございます。

なお、予算額に対する減少の主なものは給水収益で、実績給水量が予定給水量を３６万６千立方メートルほど下回ったためでございます。

第２項）営業外収益は、決算額３億７，８９３万１，７９８円で、予算額に比べ、３，３００万６，２０２円の減となりました。

その内容は、右側の説明欄に記載のとおりですが、予算額に対する減額の主なものは「消費税還付税額」の減によるものでございます。

次の、第３項）特別利益は、決算額 ３７４万６，４２５円で、その内容は、過年度損益修正益で、亀山ダム共同施設負担金に係る過年度損益修正になります。

次に、支出でございます。第１款）用水供給事業費用は、予算額５６億９，５６７万円に対し、決算額は、５５億７，３２７万３，１６９円で、不用額は、１億２，２３９万６，８３１円となりました。

内訳は、第１項）営業費用が、決算額５２億５，８３５万５，３４９円で、不用額は、１億１，３３９万５，６５１円となりました。

その内容は、説明欄に記載のとおり、「職員給与費」及び「固定資産の減価償却費」等であり、不用額は、「修繕費」、「動力費」及び「薬品費」等の執行残でございます。

第２項）営業外費用は、決算額 ３億１，４９１万７，８２０円で、その内容は、説明欄に記載のとおり、企業債の「支払利息」等でございます。

第３項）予備費の執行はございませんでした。

以上によりまして、表の下に記載のとおり、収益的収支の差引額は１２億２，９９２万８，８２４円、税引き後の当年度純利益は１０億６，７６８万１，３５６円となりました。

次に、「（２）資本的収入及び支出」ですが、収入は、第１款）資本的収入では、予算額５億４，２５４万４千円に対し、決算額は、５億４，２５４万４千円で、予算額と同額でございます。

内容は、第１項）企業債が、決算額５億円で、その内容は、説明欄に記載のとおり、財政融資資金でございます。

第２項）出資金は、決算額 ４，２５４万４，０００円で、その内容は、説明欄に記載のとおり、構成団体からの出資金でございます。

次に、支出でございます。第１款）資本的支出では、予算額３４億８，６２８万２，３２０円に対し、決算額は、３２億３，６６１万３０１円で、２億２，９７５万２，７２０円の翌年度繰越額が発生いたしましたので、不用額は、１，９９１万９，２９９円となりました。

この内訳は、第１項）建設改良費が、決算額 ２２億１，１２２万８，７７１円で、不用額は、１，９６８万８，８２９円となりました。

その主な内容は、施設・設備の長寿命化を図るための工事等で、説明欄に記載のとおり、記載の１４件の工事等を実施いたしました。

なお、不用額は、入札執行残等によるものでございます。

第２項）拡張工事費は、決算額 ２，１３９万１，３１２円で、その主な内容は、水質管理強化等のため、記載の実施設計委託等を実施いたしました。

第３項）企業債償還金は、決算額１０億３９９万２１８円で、その内容は、企業債の定期償還金でございます。

この結果、表の一番下の欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２６億９，４０６万６，３０１円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをいたしました。

以上が、「決算報告書の概要」でございます。

恐れ入りますが、また水色の冊子「決算及び事業報告書」にお戻りいただきたいと思います。

２３ページをお開きください。

２３ページは、当企業団の １年間の経営成績を表す「損益計算書」でございます。数字は税抜き額となります。

「１　営業収益」は、給水料金等の収入でございますが、その合計は、（３）の右側の数字の ５９億４，４９２万９，４４６円となりますが、この金額から、「２　営業費用」の合計、５０億７，７４７万４，５１０円を差し引いた「営業利益」は、その中段右側に記載のとおり、８億６，７４５万４，９３６円でございます。

次に、「３　営業外収益」の合計３億６，５１５万７，６４０円から、「４　営業外費用」の合計 １億６，８６７万７，６４５円を差し引いた「営業外利益」は、その右側に記載のとおり １億９，６４７万９，９９５円でございます。

これにより、「経常利益」は１０億６，３９３万４，９３１円となり、「５　特別利益」の３７４万６，４２５円を加えた「当年度純利益」は１０億６，７６８万１，３５６円となりました。

次に、前年度からの「繰越利益剰余金」はございません。

次に、「その他未処分利益剰余金変動額」は、９億９，８３６万６，２１８円で、これは、平成２９年度に発生した純利益を、企業債償還財源として積立てた減債積立金のうち使用した額を改めて変動額として計上したものでございます。

この結果、「当年度 未処分利益剰余金」は、２０億６，６０４万７，５７４円となりました。

２４ページをお開きください。

平成３０年度の「剰余金計算書」になりますが、この計算書は、事業年度における剰余金の期中増減と期末残高を記載したものでございます。

表の右から２番目の欄「利益剰余金合計」の、最下段の「当年度末残高」は、２４億４，６３１万３，４７６円となり、その右側「資本合計」の「当年度末残高」は、４１８億９，９３０万１，０１５円となりました。

２６ページをお開きください。

このページから２７ページにかけましては、平成３０年度末における「貸借対照表」で、これは年度末における企業団の財政状況を表したものでございます。

２８ページをお開きください。

このページから２９ページにかけましては「注記」として、重要な会計方針や、貸借対照表等関連に係る事項等を記載してございます。

そのあと、３１ページ以降につきましては、「決算付属明細書」を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、この決算につきましては、監査委員の御審査をいただき、お手元の「決算審査意見書」のとおり、決算報告書及び決算付属書類は、「計数は正確に処理され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており」、また、予算の執行についても、「おおむね所期の目的に沿って行われている」との審査結果であったことを申し添えさせていただきます。

以上で、「議案第４号」の補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長（磯貝　清君）補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（磯貝　清君）はい。近藤議員。

議員（近藤　忍君）はい。今回の決算が、決算の認定という意味が来年度以降の予算の参考になるという観点から質問させていただきます。

確かに今年度の決算は水を販売している君津広域水道企業団で、来年度以降は四市を統合しているということで企業体が若干変わるということもありますが、それをちょっと割り引いてもちょっと聞きたい点がありますのでよろしくお願い致します。

今回の企業団が約６８億の年間の売り上げに対しまして、現金をキャッシュフロー３１ページで見ますと、期首残高で５２億円、当初で持っております。

５２億円の当初のお金というのは全体の事業費の８割位ですかね、というような大きな現金を持っている中で、今回企業債を５億円借りております。

多分現金の運用というのは金利がついていない状況で、企業債を借りるということはこれに対して金利を払わなければならないと思います。

手持ちの現金が少なければ別に企業債を借りることは当然のことだと思われますが、これだけ大きな現金を持ちながら、企業債を借りているということは、企業債を借りることによって、例えば地方自治体であれば基準財政需要額に編入される等のメリットがあることもあって、債券を借りるということもあるんですが、企業団として企業債を借りることがどのような会計上のメリットがあるのかその辺をお知らせいただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（磯貝　清君）はい。平野参事。

参事（総務企画課長）（平野和之君）はい。今の御質問の中で企業債を借りるメリットとい

うことでございますが、企業団では、企業債を借りることによりまして、先程申しました交付金や出資金とか、有利に働くようなメリットはございません。以上です。

（ 挙　手　あ　り ）

議長(磯貝　清君) はい、近藤議員。

議員（近藤　忍君） 特にメリットがないのであれば、これだけの現金を持ち合わせているのであって、で、まあ水道事業ですから当然毎月毎月、いや二か月に一遍ですね、検針によって安定的にお金が入ってくる訳ですから、資金が年度末に偏るとかショートする可能性も少ないと思われます。

確かに、燃料費の高騰とか電気代の高騰で急激に支出の方が増えて皆さんからもらう金が足りなくなってくるということも想定はできますけれども、さすがに全体事業費に対して持ってる現金が大きいのでそれもなかなか危機的な状況になるということも考えられないので、企業債を発行しなくても良かったのではないかと前年度に関して思います。

ちなみに、５億円を企業債として発行することについて、払わなければならない企業債の金利とそれをただ資金として運用していたときのほぼつかない金利の差額というのがお分かりのようでしたら、概算金額でも結構です。お教えいただければと思います。

（ 挙　手　あ　り ）

議長(磯貝　清君) はい、では平野参事。

参事（総務企画課長）（平野和之君） はい。ただいまの企業債を５億円借りた場合の利率ということでございますが、平成３０年度企業債借入額５億円につきましては、財務省所管の財政融資資金を借り入れました。条件は１０年償還､利率は０．０１％でございました。この借入で負担する支払い金額については、１０年間総額で約２６万円となります。これを、また、５億円をどこかに積み立てた場合の利息というお話でしたが、ちょっとこちらについては計算をしてございませんので、お答がちょっとできません。申し訳ございません。

（ 挙　手　あ　り ）

議長(磯貝　清君) はい、近藤議員。

議員（近藤　忍君） 金利がほぼつかないから、１万円もつかないと思うのですが、２５万円くらいの差ですので、全体からみればたいした金額ではないということは承知のうえではありますが、やはりあの効率的な経営を考えたときに、その辺はしっかりと検討していただき、令和２年度のこちらの企業団の予算の段階ではその辺を考えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長(磯貝　清君) 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(磯貝　清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。引き続きまして討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(磯貝　清君) はい。ないものと認め討論を打ち切ります。

議長(磯貝　清君) これより議案第４号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙　手　あ　り ）

議長(磯貝　清君) 挙手全員。よって、議案第４は原案のとおり認定されました。

議長(磯貝　清君)次に、報告第１号について、事務局から報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長(磯貝　清君)事務局長小島　肇君。

事務局長(小島　肇君)それでは、報告第１号「平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の９ページの方をお開きください。

これは先ほど議案第４号で御審議いただきました平成３０年度決算に関連いたしまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第２２条第１項の規定により、議会に報告しようとするものでございます。

統合前の君津広域水道企業団におきましては、平成３０年度決算に基づく資金不足比率を算定しましたところ、表にありますとおり「資金不足比率なし」という結果であったことを御報告するものでございます。

なお、この資金不足比率につきましては、監査委員の御審査をいただき、別冊の「経営健全化審査意見書」のとおり、「資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる」との審査結果であったことを申し添えさせていただきます。

以上で、報告第１号の説明を終了させていただきます。

議長(磯貝　清君)報告第１号については、ただ今の報告により、御了承願います。

議長(磯貝　清君)以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(磯貝　清君)ここで、渡辺広域連合企業長よりごあいさつがあります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長(磯貝　清君)はい。渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君)閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおりを可決いただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様の御指導とお力添えのお願いを申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉　　会

議長(磯貝　清君)これをもちまして、令和元年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。御苦労様でございました。

（ 令和元年11月26日　　午前10時49分）

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和元年１１月２６日

かずさ水道広域連合企業団議会議長　　磯　　貝　　清

同　　会議録署名議員　　江 野 澤　　吉　　克

同　　会議録署名議員　　笹　　生　　典　　之